

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しない
よう求める意見書

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い生命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」に、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されている。

生き残られた県民の方々は、終戦後いち早く、激戦区となった糸満市や八重瀬町など、南部地域から戦没者の収骨を進め、魂魄の塔をはじめ慰霊碑を次々と建立し、戦没者の霊を弔ってこられた。

しかしながら、いまだ、完全に収骨は終わっておらず、戦後76年経過した今でも、戦没者の収骨が行われている。

この現実のなかで、さきの大戦で犠牲になられた方々の遺骨の入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されることではない。

よって、下記の事項が速やかに実現されることを、強く要望する。

記

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入している南部地域の土砂は、あらゆる埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

大阪府阪南市議会